



兵庫労働局発表
平成30年9月27日

【照会先】
労働基準部監督課
課長 嶋田 憲嗣
主任監察監督官 高岡 拓史
電話 078(367)9151
FAX 078(367)9165

報道関係者 各位

最低賃金を下回る賃金を支払っていた事業場に対して是正を指導
～平成30年の最低賃金重点監督結果～

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）は、このたび、平成30年に実施した最低賃金の重点監督の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この重点監督は、管内の労働基準監督署が、平成30年1月から3月の期間に、兵庫県最低賃金（時間額844円）の履行確保を目的として、県内の事業場に対して実施したものです。

その結果、対象とした488事業場のうち68事業場で、兵庫県最低賃金額に満たない額の賃金を支払っていたため、最低賃金法違反として勧告を行い（違反率13.9%）、その是正に向けた指導を行いました。

最低賃金の履行確保は、低い賃金で働く方の最低額を保障するほか、成長と分配の好循環の形成に資する最低賃金の引上げの実効性を担保するため、非常に重要な課題です。

平成30年10月1日から、兵庫県最低賃金額が時間額871円に引き上がりますが、今回の改定は、最低賃金が時間額のみとなった平成14年度以降最大の引上げ幅（27円）となったほか、区切りの良い850円をまたぐこととなるため、例年以上に注意が必要です。

兵庫労働局では、引き続き、中小企業、小規模事業者への生産性向上等のための支援を行いながら、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

【平成30年1月から3月の間に実施した最低賃金重点監督の実施状況】

- (1) 監督指導の実施事業場： **488事業場**
- (2) 最低賃金法違反[※]の状況
 - ① 違反事業場数： **68事業場（13.9%）**
 - ② 業種別違反状況
 - ・ 商業： 227事業場 中 23事業場（10.1%）
 - ・ 接客娯楽業： 110事業場 中 13事業場（11.8%）
 - ・ 製造業： 104事業場 中 16事業場（15.4%）
 - ③ 最低賃金未満の労働者： **270人**
 以下は、内訳（重複あり）。
 - ・ パート・アルバイト：240人（88.9%）
 - ・ 女性労働者：225人（83.3%）
 - ・ 65歳以上：60人（22.2%）
 - ・ 生徒・学生：18人（6.7%）
 - ④ 法違反に至った主な理由
 - ・ 適用される最低賃金額を知らなかった 27事業場（39.7%）
 - ・ 最低賃金の改定を知っていたが賃金を改定しなかった 20事業場（29.4%）

※ 最低賃金第4条違反（兵庫県最低賃金未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。）

【最低賃金額】

兵庫県最低賃金	871 円/時間 (現行 844 円)	平成 30 年 10 月 1 日 発効
特定（産業別）最低賃金		
塗料製造業	932 円/時間	平成 29 年 12 月 1 日 発効
鉄鋼業	922 円/時間	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	900 円/時間	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	852 円/時間※	
輸送用機械器具製造業	933 円/時間	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	855 円/時間※	
自動車小売業	861 円/時間※	平成 29 年 10 月 1 日 発効
繊維工業	844 円/時間※	
各種商品小売業	844 円/時間※	

※ 兵庫県最低賃金（時間額 871 円）が平成 30 年 10 月 1 日に発効すると、兵庫県最低賃金額がこれらの特定（産業別）賃金額を上回るため、兵庫県最低賃金（時間額 871 円）が適用されることとなります。
 なお、現在、兵庫地方最低賃金審議会で、平成 30 年度における特定（産業別）最低賃金の改定審議がなされています。

【労働条件に関する相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	神戸東労働基準監督署：078-389-5345 神戸西労働基準監督署：078-570-0085 尼崎労働基準監督署：06-7670-4926 姫路労働基準監督署：079-256-5793 伊丹労働基準監督署：072-772-6224 西宮労働基準監督署：0798-26-3733 加古川労働基準監督署：079-458-8467 西脇労働基準監督署：0795-22-3366 但馬労働基準監督署：0796-22-5145 相生労働基準監督署：0791-22-1020 淡路労働基準監督署：0799-22-2591 兵庫労働局：078-367-0850 (賃下げ、いじめ・嫌がらせ、退職勧奨など)	総合労働相談コーナーは労働基準監督署や労働局の中に設置されています
夜間・休日に相談したい	労働条件相談 ほっとライン	0120- ^{はい！} 811-610 ^{ろうどう}	月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html	

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにどのように対応すればいいのか相談したい	兵庫県働き方改革 推進支援センター	078-806-8425 神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 7 F
事業場で最も低い賃金の引上げをするので助成してほしい	兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15F

【資料】 別紙 平成 30 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

平成30年 最低賃金の重点監督結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

- 管内の11労働基準監督署が、平成30年1月から3月までの間に、兵庫県最低賃金のみ適用（※1）される488事業場に対して、最低賃金の重点監督を実施したところ、68事業場で最低賃金法違反（※2）が認められた（違反率13.9%）ため、その是正・改善を求めて指導した。

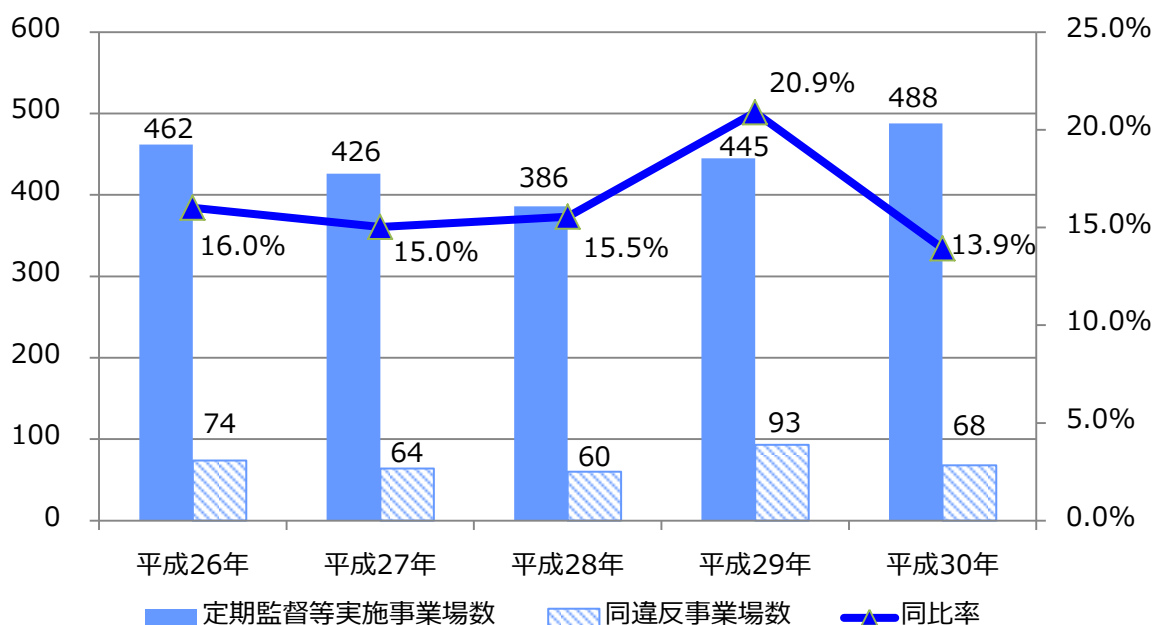
※1 最低賃金には、産業や職種にかかわらず、兵庫県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用される地域別最低賃金（兵庫県最低賃金）と、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金がある。

※2 兵庫県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第4条第1項に違反したもの。以下、同じ。

表1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
監督指導実施事業場数	462	426	386	445	488
同違反事業場数	74	64	60	93	68
同違反率	16.0%	15.0%	15.5%	20.9%	13.9%

図1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況



- 業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反状況は、①商業が227事業場のうち23事業場（違反率10.1%）、②接客娯楽業が110事業場のうち13事業場（違反率11.8%）、③製造業が104事業場のうち16事業場（違反率15.4%）、④保健衛生業が22事業場のうち12事業場（違反率54.5%）などであった。

表2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
商業	227	23	10.1%
接客娯楽業	110	13	11.8%
製造業	104	16	15.4%
保健衛生業	22	12	54.5%
その他	14	3	21.4%

2 最低賃金法違反の状況

- 本重点監督で認められた最低賃金未満の労働者は 270 人であった。その内訳（重複あり。）は、①パート・アルバイトが 240 人（88.9%）、②女性労働者が 225 人（83.3%）、③65 歳以上の労働者が 60 人（22.2%）、④生徒・学生である労働者が 18 人（2.2%）、⑤17 歳未満の労働者が 4 人（1.5%）、⑥障害者である労働者が 6 人（2.2%）であった。

表3 最低賃金未満の労働者の内訳

	人数	割合
最低賃金未満の労働者	270	100.0%
パート・アルバイト	240	88.9%
女性労働者	225	83.3%
65 歳以上	60	22.2%
生徒・学生	18	6.7%
障害者である労働者	6	2.2%
17 歳未満	4	1.5%

- 本重点監督で最低賃金法違反が認められた 68 事業場から聴取した違反に至った主な理由は、①「適用される最低賃金額を知らなかった」が 27 事業場、②「最低賃金の改定を知っていたが改定していなかった」が 20 事業場、③「売上げ減コスト増（下請叩き除く）」が 5 事業場、④「特例許可の更新忘れ」が 5 事業場、⑤「賃金を時間額に換算して比較していない」が 5 事業場などであった（複数回答あり。）。

表4 最低賃金法違反に至った理由

理由	事業場数
適用される最低賃金額を知らなかった	27
最低賃金の改定を知っていたが、賃金額を改定していなかった	20
売上げ減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった（下請叩き除く）	5
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた	5
賃金を時間額に換算して比較していなかった	5
パート・アルバイト、能力が低い者、高齢者には適用されないと思っていた	1
労働者との合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	1
その他	5